

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月28日（平成29年（行情）諮問第525号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第112号）

事件名：特定年度補正依頼文書（特定課分）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成27年度補正依頼文書（特定課分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年3月16日付け27受文科初第4355号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める（個人の氏名を除く。）。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条6号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、「補正依頼文書 H27年度のもの（特定課分）」（本件対象文書）についてなされたものである。

本件開示請求については、「補正依頼文書 特定年度のもの（特定課分）」が記載されている以下の文書で特定を行うことが可能であると考えたところ。

#### <特定した文書>

平成27年度補正依頼書（特定課分）（本件対象文書）

特定に誤りがあった場合に、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求める事が望ましいという法の趣旨を踏まえ、特定した文書の概略を明記した上で文書の特定等に対する要望を確認するため、補正を依頼したが、一定期間経過しても返答がなかったため、予め特定した文書で、開示の決定を行った。

なお、特定した文書につき、法5条1号及び6号の不開示情報に該当す

ることから一部不開示としたところ、審査請求人から、下記の理由により、原処分取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

【審査請求の理由】

法5条6号に該当しない。

2 開示決定の該当性について

本件特定した文書には、行政機関の「直通電話番号」及び「ファックス番号」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条6号本文に該当する。

すなわち、行政機関の直通電話番号及びファックス番号については、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

したがって、本件特定した文書の不開示部分に記載されている行政機関の「直通電話番号」及び「ファックス番号」は、いずれも法5条6号本文所定の情報に該当するというべきである。

<本開示請求経緯>

平成28年3月8日	開示請求受付
同年4月4日	補正確認書送付
平成29年3月16日	開示決定

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、行政文書を特定して、一部不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年12月28日 | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年1月29日  | 審議            |
| ④ 同年5月28日     | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年6月11日     | 審議            |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成27年度補正依頼書（特定課分）」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示とされた部分のうち個人の氏名を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、本件不開示部分は法5条6号

に該当し、原処分を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分の公表の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件不開示部分には、文部科学省情報公開窓口のFAX番号並びに特定課の電話番号及びFAX番号が記載されており、これらは、公にされている情報ではなく、今後公表の予定もない。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明によると、本件不開示部分は一般に公表されている電話番号やFAX番号ではないとのことであるから、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

## 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司